三　ソーダ工業におけるソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
四　カーボンブラック製造業におけるカーボンブラックの製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十　セメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ロ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十一　石灰製造業における生石灰又は軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動　次条第三項の表の各項の第二欄に掲げる物質の焼却及び燃焼
十二　高炉による製鉄業における高炉による銑鉄の製造工程又は鋼材の製造工程に係る事業活動　次のイからハまでに掲げる物質の焼却及び燃焼
イ　次条第三項の表の一の項の第二欄に掲げる鉄鋼の製造において生じたガスの燃焼
ロ　次条第三項の表の二の項の第二欄に掲げる溶剤の焼却
ハ　次条第三項の表の三の項の第二欄に掲げる廃棄物の焼却